

Title	「アメリカ独立宣言」の邦訳について(5)
Sub Title	On Japanese translations of the declaration of American independence
Author	白井, 厚 田中, 義一 原田, 謙治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.1 (1986. 4) ,p.118- 130
JaLC DOI	10.14991/001.19860401-0118
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860401-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



「アメリカ独立宣言」の邦訳について (5)

白井 厚
田中 義一
原田 譲治

「独立宣言」の意義
「独立宣言」の影響
日本に対する影響
「独立宣言」の邦訳リスト
「独立宣言」に関する邦語文献リスト(以上77巻3号)
正本篤和解の「独立宣言」(77巻4号)
「独立宣言」の試訳, ならびに既訳の検討(77巻4号,
6号, 78巻2号, 本号)

「独立宣言」の試訳, ならびに
既訳の検討(続)

国王は、われわれが彼の保護の外にあると宣言し、
われわれに対し戦争をしかけることによって〔勅任の
総督を引きあげさせ、またわれわれが臣従の義務と保
護の外にあると宣言することによって〕、この地にお
ける統治を放棄した。

〔参考〕 前項までは違憲立法の問題だが、これよ
り、植民地人にとっては眼前の問題である国王自
身の戦争指導に関する非難が5項目列举される。
この条項は、国王が植民地人に対して戦争をしか
けたという非難であって、それによってアメリカ
大陸における国王の統治権は消滅したと植民地側
は主張した。統治権放棄の根拠を、「報告」の段

階では勅任総督の退去と国王の宣言でとられ、大
陸会議の修正では、それを宣言と開戦でとらえて
いる。

植民地の反乱が広がり、総督たちは身の危険を
感じたので、ヴァージニアの Dunmore は1775年6
月、ノース・キャロライナの Martin は7月、サ
ウス・キャロライナの Campbell は9月、ニュー
・ヨークの Tryon は10月、アメリカ水域の英艦
に退去した。⁽¹⁾

1775年8月23日の Proclamation において国王
は、Dickinson が起草した植民地からの和解請願
Olive Branch Petition を拒否し、植民地の活動
家たちを叛徒であり処罰すると公的に宣言、また
10月26日にも議会と同様の Speech を行った。11
月16日に E. パークは和解案を下院に提出したが、
否決されている。

「報告」を大陸会議が修正したのは、総督の退
去は植民地側の威嚇や戦闘によるものであって、
国王非難の理由としては弱いため、開戦の事実
に置き換えたとする解釈もある。いずれにせよ、こ
れらによって国王と植民地人との間の和解の可能性
は消え、社会契約は解消されたと植民地側は主張
した。

注(1) John Raimo, *Biographical Directory of American Colonial and Revolutionary Governors 1607-1789*
(Westport: Meckler Books, 1980), pp. 272, 304, 440, 499.

(2) "The King's proclamation for suppressing rebellion and sedition (23 August 1775)," in David C.
Douglass, ed., *English Historical Documents*, IX, Merrill Jensen, ed., *American Colonial Documents to 1776*
(London: Eyre & Spottiswoode, 1955), pp. 850-851. この書の解説によると、この宣言は主にイギリス国内に
おいて植民地に同情的な人々に向けられたものであった。

1775年4月19日、LexingtonとConcordにおいて英軍と植民地の民兵が衝突して独立戦争が始まり、6月17日にはBunker Hillの激戦が行われた。

“あの運命的な1775年4月19日以前には、わたしはだれよりも熱心に和解を希望していた。しかしあの日の事件を聞いた瞬間から、わたしは冷酷で陰險なイギリスの暴君を永久に拒否した。そして国民の父という偽りの称号を身につけて、冷然と人民の虐殺を聞くことができ、自分の魂の上に人民の血を塗って平気で眠れる卑劣漢を軽蔑しているのだ。”(トマス・ペイン『コモン・センス』)

“そしてついには、政府の指揮権を放棄し、われわれが国王に対する忠誠を持たず国王の保護を受けないと宣言したこと。”(『邦憲法』p.133.)

[既訳の検討] 漢訳は“財を傷つけ民を害すること、王者は行わず”と簡単である。原文はHe has abdicated Government here, by declaring us out of his Protection and waging War against usで、福沢は“英国王は我州民の保護を廃し、我諸州に向て師を遣りたるに由て、自ら此諸州を支配するの権を棄たるなり”とこの弾劾の論理を

正しく訳出している。しかし、中村訳“英王コノ地ノ政府ヲ譲リ保護ノ職ヲ休タリト稱シ兵ヲ出シテ我ヲ伐リ”、高橋訳“彼ハ、此植民地ノ政府ヲ撤去シ、最早我ニ保護ヲ與ヘズト宣言シ、我ニ対シ戦ヲ試ミタリ”、今津訳“彼は、此の地の政府を廃止した。而して彼は、我々が彼の保護の外に在ることを言明し、我々に対して戦を挑んだ”では、統治放棄→開戦、という論理になり、原文と合致しない。中村、高橋、倉持、今津は、governmentを“政府”と訳すが、もちろん“統治”が適。倉持訳“此処の政府に就いて棄権した”は珍文。

大陸会議で削除された withdrawing his governors, and declaring us out of his allegiance & protection については、明石訳は his allegiance が脱落、また withdraw を“本国に戻し”とするが、彼らは独立宣言の時点では帰国していない。芝田訳“国王の総督たちをひきあげさせ、われらが国王にたいする忠誠を欠き、その保護をうけられないと宣言して”はやや不正確で、忠誠を欠いたことが保護をやめる理由ではなく、allegiance(臣従の義務)と protection(国王の保護)はセットになった概念である。

注(3) Thomas Paine, *Common Sense* (1776), in Moncure Daniel Conway, ed., *The Writings of Thomas Paine* (1894-6; rpt. New York: Burt Franklin, 1969) I, 93. 小松春雄訳(岩波文庫, 1976), pp. 56-7.

『コモン・センス』は、1776年1月に出版され、イギリス本国との和解にまだ望みをつないでいたアメリカの世論を独立に向けて大きく転回させた。このパンフレットは、発売後2週間に1万部が売れ、3か月間に12万部出たと言われ、ヴァージニアからは、直ちに1千部が発注され、更に多くの注文が続いたと伝えられる。George Washingtonの1776年4月1日付書翰は、『コモン・センス』の影響力の大きさを物語る。“ヴァージニアからの最近の私信によって、『コモン・センス』がヴァージニアの多くの人々の心に素晴らしい変化を惹き起こしているのを知りました。” John Fitzpatrick, ed., *The Writings of George Washington from the Original Manuscript, Sources* 39 vols. (Washington D. C., 1931-44; rpt. Westport: Greenwood Press, 1970), IV, 455. ジェファソンも“ペインの『コモン・センス』はわれわれに感電のような衝撃を与えた。”と述べている。Autobiography, I, 91. Ford, ed., I, 127.

ペインと「独立宣言」の関係について Conwayによれば、“独立宣言”は、ペインが主張し続けてきた原理のすべてを体現するものである。コベットの「宣言」を誰が綴ったにせよペインがその原著者であった、と言うのはまさに正しい。” Moncure Daniel Conway, *The Life of Thomas Paine* (London: Watts & Co., 1909), p. 34.

ペインが「独立宣言」起草に直接関与したという証拠は無いが、『コモン・センス』における自然権・革命権の主張は「宣言」と軌を一にし、「宣言」と同趣旨の文章も多見され、間接的影響は否めない。イギリス国王・イギリス政体に対する彼の非難は激烈を極め、共和政こそ、アメリカが採るべき政体であると説く。彼の平等主義的共和主義(egalitarian republicanism)は、当時のアメリカにおいて最も急進的であり、彼のペインの力によって、国王に忠誠を誓い続けてきた植民地人たちは王政に対する愛着を捨てるに至った。

(4) 原文は“and finally, by abandoning the Helm of Government, and declaring us out of his Allegiance and Protection”なので、この訳はあまり正確ではない。次の注(5)を参照。

(5) “愛国派の主張するところによれば、allegianceと protectionは reciprocal(相互的・代償的)なものである。一方は、他方を欠いては存在しえない。William Henry Draytonも、同じ1776年に Charleston 大法廷への彼の有名な提訴において、この見解を表明した。” Sydney George Fisher, “The Twenty-eight Charges against the King in the Declaration of Independence,” *The Pennsylvania Magazine of History and Biography*, XXXI, No. 3 (1907), 295.

国王は、われわれの領海において略奪し、われわれの沿岸を荒らし、われわれの都市を焼き払い、われわれ人民の生命を奪った。

〔参考〕 英国海軍は、国王の宣言が行われた1775年8月から10月にかけて、植民地の船舶を拿捕し、ニュー・イングランド沿岸の町を砲撃した。また、サウス・キャロライナの Charleston, メインの Folmouth (現在の Portland) を焼き払い、多くの戦闘で死者が出た。さらにヴァージニアでは1776年元旦にダンモア総督がノーフォークを艦砲射撃、さらに軍を上陸させて火をつけ、強風のため50時間燃え、その3分の2は焼けたという。この時の戦闘では非戦闘員にも死者があった。

“またあなた方の敵について見ると、かれらは徹底して非道なことをしてきました。ロシア人—ハノーヴァー人—ヘッセン人—カナダ人—インディアンや黒人に助けを求めて、あなた方の町を焼き、郷土を荒らし、あなた方の妻や子を虐殺してきました。”(トマス・ペイン「対話」)

“わが国の領海を荒らし、沿岸地帯を略奪し、町々を焼き払い、それにわが国の人民の生命を奪ったこと。”(「邦憲法」p.133.)

〔既訳の検討〕 原文は He has plundered our seas, ravaged our Coasts, burnt our towns, and destroyed the Lives of our people と4つの行為を単純に並列しているが、漢訳は、次の条項とまとめて“財を傷け民を害すること、王者は行わず。乃ち王は商船を劫かし、民房を毀ち、民の命を害し、兼ねて兵士をして民を辱しめ、行なう所、法にあらざ”とする。福沢は“英国王、我近海を掠め我海岸に寇し、我都府を焼き我人民の命を害せり”と正訳。中村訳“英王我海浜ヲ劫掠シ我辺疆ヲ搶畧シ我人命ヲ損害セリ”では、領海が海浜になり、海岸が辺境地帯になるなど不正確で、burnt our towns が脱落。plundered our seas は、漢訳“商船を劫かし”、正木訳“貨船を劫掠し”は具体的。高橋訳“我海ヲ掠メ”、倉持訳、人権思想研訳“我が領海を掠奪し”、今津訳“我が領海を劫掠し”、高木訳“われらの海洋を掠奪し”などの訳が多いが、海を略奪するわけではないので、立大アメ研訳“領海において掠奪を行い”、芝田訳

“われらの海洋で略奪をはたらき”が適。towns は、実際に攻撃されたのが当時の大都会なので、“町”よりは福沢訳、高橋訳の“都府”や“都市”が良いだろう。“our people”は兵士を含むので、高木のように特に“住民”と訳す必要はない。

国王は、最も野蛮な時代にさえほとんど類をみず、また文明国の元首にはまったくあるまじき残虐と背信の諸事件によって既に開始された殺戮、破壊、暴政の所業を完遂するために、いま現に外国人傭兵の大軍を送りつつある。

〔参考〕 本国軍の植民地人に対する武力行使の例としては、1766年3月18日軍隊宿営法に協力しないニュー・ヨーク市民との衝突、1770年1月19日ニュー・ヨークで市民との衝突、3月5日 Boston Massacre などがあり、Lexington と Concord の武力衝突から独立戦争が始まった。「独立宣言」の時までには、Ticonderoga, Bunker Hill の激戦が行われた。

外国人傭兵の大軍とは、当時アメリカへの途上にあつた約12,000名のヘッセン公国出身者を中心とする傭兵をさしている。イギリス陸軍は当時政情不安であつたアイランドに相当数が釘付けになっていた事情があり、また遠い新大陸で同国人を相手に戦うことは好まれなかつた。

反乱鎮圧に外国人傭兵を用いるというのは必ずしも異常なことではなく、また植民地側でも兵隊には金が支払れ、金銭目的の兵隊も多かったが、当時とくにヘッセン兵は残忍残虐とみられており、その大軍を植民地鎮圧に用いることは専制君主の非道徳性を証明するものとされた。

“文明国の首脳にはふさわしくない残虐さや背信を示すことですでに始めていた殺戮、荒廃、そして専制の諸行を完成させるために、こんどは外国人傭兵の大部隊を送りこんだこと。”(「邦憲法」p.133.)

〔既訳の検討〕 原文は He is...transporting large Armies of foreign Mercenaries to compleat the works of death, desolation and tyranny が骨組となつており、この works に already begun with circumstances of Cruelty & perfidy

注(6) Thomas Paine, “A Dialogue” (1776), in Conway, ed., *Writings*, I, 166. 邦訳は小松訳『コモン・センス』に収録, p.113.

scarcely paralleled in the most barbarous ages, and totally unworthy the Head of a civilized nation という長い修飾がつく。ところが福沢は“英国王、殺人滅国の暴政を遂げんと欲し、方今は外国の大兵を雇て我国に送りたり。其不義惨酷、往古の夷狄と雖ども為ざる所にて、豈文明の世に出で人の上に立つ者の挙動ならんや”と、修飾語を傭兵派遣にかけてしまい、名文だが原文とは合わない。中村訳“英王此時外国ノ兵ヲ雇ヒ大軍ヲ興シ殺害ヲ擅ニスソノ惨刻ノ甚シキ古夷狄ノ世ト雖厄コレニ比シガタク文明ノ邦ノ王ニアルマジキコナリ”も同様。

高橋は“彼ハ今既ニ始メタル殺戮破壊暴虐ノ事業(極テ野蛮ナル時代ニモ比類ナク、文明国民ノ率先者ニハ決シテアルマジキ殘刻毒惡ナル情態ヲ以テ)ヲ成就センガ為メ、外国傭兵ノ大軍ヲ派遣シツムアリ”と原文に則して訳しているが、the Head of a civilized nation を“文明国民ノ率先者”と珍訳、倉持も“文明国民の長官”とする。人権思想研は、“彼は…外国の傭兵からなる大軍隊を現に輸送しつつあるのであって、全然文明国民の首長たる価値がない”と修飾の対象を誤っている。

the works を高橋、人権思想研、富田、高木、明石、斎藤は“事業”、倉持は“仕事”今津、立大アメ研、宮田は“行為”と訳しているが、その内容を考えれば芝田訳“所業”が良い。circumstances は高橋訳“情態”、人権思想研訳“事情”、富田訳、高木訳“事態”、明石訳“状況”などとされているが、倉持訳“出来事”、立大アメ研訳“諸事件”が適切である。

国王は、公海上において捕虜となった[人たちを]わが同胞市民を強制して祖国に対し武器を執らせ、彼らの友人や同胞の処刑者たらしめ、あるいは、友人や同胞の手にかかって彼ら自身が斃れるに至らしめた。

〔参考〕1775年12月22日の通商禁止法 Prohibitory Act (正確には Act Prohibiting Trade and Intercourse with America) は、アメリカ船舶の拿捕・没収および船員のイギリス軍への強制徴用

を命じた。これは植民地弾圧の徹底もしくは事実上の宣戦布告であって、植民地側の和解請願のあとだけに植民地側を刺激し、特に船員の強制徴用は憤激を招いた。この条項はジェファソン「原草稿」(original Rough draught⁽⁷⁾)には存在せず、「報告」作成の段階で2項目後ろに新たに付け加えられ、大大会議で順序が変わった。

〔既訳の検討〕the high Seas は前出の our seas (領海)と対比させた表現。中村訳“海上ニ於テ”は、「公海」の意味が明らかでないが、倉持訳以降“公海”となった。

to become the executioners of their friends and Brethren を倉持訳“彼等の友且つ同胞の執行者たらしめ”とするのは意味不明。friends を高木訳は“僚友”とするが、僚友とは「職場の仲間、同僚」の意味であり不可。

to fall themselves by their Hands の解釈が既訳では自殺強要説と他殺説の二つに分かれている(福沢訳では省略)。

前者は、倉持訳“彼等は自身の手によつて斃れしめた”、今津訳“自らの手によつて仆れることを、余儀なくさせた”、立大アメ研訳“自らの手をもつて、自らの命を絶たしめた”、人権思想研訳“彼ら自らを自らの手によつてたおれしめたものである”で、by their Hands を捕虜自身の手と解した。これに対し後者は、中村訳“朋友兄弟ノ手ニ殺サレシメタリ”、高橋訳“朋友兄弟ノ手ニ自ラ斃レンガ為メ”、高木訳『原典』“自ら同胞の手によつて斃れること”、およびそれ以降の近年の訳で、友人や同胞の手と解している。

ジェファソンの草稿の変遷を見れば、この部分は当初に to destroy & be destroyed by the brethren whom they love とされており、自殺でないことは言うまでもない。

国王は、われわれの間に内乱を扇動し、また、老若男女、[境遇の]貴賤をとわぬ皆殺し戦法で知られる残忍な野蛮人インディアンがわれわれの辺境の住民に襲いかかるように画策した。

〔参考〕以下の部分は大陸会議で大きく修正され

注(7) Julian Boyd, ed., *The Papers of Thomas Jefferson* (Princeton: Princeton University Press, 1950), I, 423-7. に収録の Jefferson's "original Rough draught" of the Declaration of Independence を本稿では「原草稿」と呼ぶ。

た。ジェファソンの「原草稿」においては、この条項に内乱煽動条項、黒人条項が続き、「報告」では内乱煽動条項の次に前の船員捕虜条項が挿入された。だが大陸会議は内乱煽動条項と黒人条項を削除したのである。

「邦憲法」以後の戦争指導関係条項の変遷は次の通り。

「邦憲法」……沿岸攻撃条項—内乱煽動条項—黒人条項—インディアン条項—外人傭兵条項
「原草稿」……統治放棄条項—沿岸攻撃条項—外人傭兵条項—インディアン条項—内乱煽動条項—黒人条項

「報告」……統治放棄条項—沿岸攻撃条項—外人傭兵条項—インディアン条項—内乱煽動条項—船員捕虜条項—黒人条項

「独立宣言」正文……統治放棄条項—沿岸攻撃条項—外人傭兵条項—船員捕虜条項—内乱煽動・インディアン条項（内乱煽動条項は、正文では縮めてインディアン条項に付加。）

元来がインディアンの土地で行われた独立戦争は、インディアンとは複雑な関係を持っている。インディアンは種類が多く白人との関係も多様であるが、白人はフレンチ・アンド・インディアン戦争の経験でインディアンの力を知っているので、英米双方共インディアンとの協調を試みた。しかし1763年の国王の布告などでインディアン保留地を確保しようとしたイギリス本国の政策に対し、西方進出の野望に燃える植民地側はインディアンに対しより攻撃的だったようで、その態度がこの条項に現れている。植民地側にとっては独立戦争中にインディアンから攻撃されることは脅威で、本国側はその弱点を突き、インディアンに金品を贈ったりしてフロンティア地帯を襲撃させた。ダモンアはオハイオ溪谷のインディアンにヴェジニ

アを攻めさせている。

この項はインディアンに対する偏見・敵意をあらわしており、前文の all men の中には残忍なインディアンは含まれないことになる。

“イギリスはインディアンに対しキリスト教徒の手本を示さないで、卑劣にもかれらの激情を駆り立て、その無知につけ込んで、裏切りや殺人の道具としてきた。”(ベイン「⁽⁹⁾ 厳粛な思い」)

“今独立に反対している諸君よ、諸君は自分の席を空けておいて、永久の暴政を受け入れようとしているのだ。だがあの野蛮な憎むべき国を大陸から追放することを光栄と考えている人間が何千、何万といるのだ。その国はインディアンや黒人をけしにかけて、われわれを滅ぼそうとしている。そのひどいやり方は、われわれを残酷にとり扱うとともに、かれらをだますという二重の罪を犯しているのだ。”(ベイン『⁽¹⁰⁾ コモン・センス』)

“年齢、性別、それに生活条件の相違を問わない無差別的な絶滅をそのよく知られた戦闘の方針とする、残酷なインディアンという野蛮人の脅威を、わが国の辺境地帯の居住者に対してもたらそうとしたこと。”(「邦憲法」p.133.)

〔既訳の検討〕 上述のように大陸会議が「報告」のインディアン条項に内乱煽動条項を付加したもので、二つの内容から成り、両者は異質である。後者は He has excited domestic insurrections amongst us で、amongst us の中にも残忍なインディアンは含まれない。そのことが明瞭でない例としては、福沢、中村、倉持、今津、立大アメ研、人権思想研、宮田、高木、斎藤(『世界大思想全集』)、明石などの訳。二つの内容をはっきり区別しているのは富田、芝田、斎藤(『文脈』)、有賀などの訳。古い正木和解もこの二つを分け、“英吉利の大官

注(8) 当時このような敵意は珍しいものではない。たとえば“独立宣言の20年前の1755年11月3日、マサチューセッツ植民地議会は、ペンブスコット族を「反乱者であり敵であり裏切り者だ」と宣告し、次のような報奨金を規定した。「インディアン男性の頭皮をもってきたものには、頭皮1枚につき……40ポンド。インディアン女性あるいは12歳以下のインディアン男児の頭皮1枚につき……20ポンド。」Howard Zinn, *A People's History of the United States* (Harper & Row, 1980), p. 72. 富田虎男訳『民衆のアメリカ史』上(TBSブリタニカ, 1982), p. 124. “果して、そのような「戦闘の法則」を持ちこんだのはだれであつたらうか。”富田虎男『アメリカ・インディアンの歴史』(雄山閣, 1982), p. 97.

(9) Thomas Paine, “A Serious Thought” (1775), in Conway, ed., *Writings*, I, 65. 邦訳は小松訳『コモン・センス』に収録, p. 103.

(10) Conway, ed., *Writings*, I, 100. 小松訳, p. 66.

〔をもやく〕のもの各部を論説〔さとし〕して其人どふし自ら紛争〔あらそふ〕せしめ並に土蠻〔あきうど〕を論説〔さとし〕して居民〔いつきのたみ〕を害せしめ各相安んぜざらしむ”と文意を正しく訳している。

福沢は“英国王、我諸州に内乱を起さしめて、我州内の人民を印度の野人と同様に御せんと欲すれども、印度人殺伐不仁の戦と之を同日に論ず可けんや”とインディアンをインド人と誤解してしまった。イギリスのアメリカ植民地対策をインド支配の方法と比べた着想は面白いが全くの誤訳。中村訳“辺疆ノ民ヲシテ印甸ノ夷ト戦ハシメタリ”は、インディアンが襲いかかるように英国王が仕組んだとする原文の意味が抜け落ちている。同じ明治期の訳でも、高橋訳“彼ハ、我民間ニ内乱ヲ煽動シ、且夫ノ老幼、男女、強弱ヲ問ハズ、屠戮スルコトヲ以テ戦法トスル所ノ残忍ナル因底蠻民ヲ我疆域ニ侵入セシメントシタリ”は文意をほぼ正しく伝えた。

昭和期の倉持訳“我が辺疆の住民即ち残酷なるインド族蕃人を招くことに努めたのである”は He has endeavoured to bring on the inhabitants of our frontiers, the merciless Indian savages のフロンティア住民とインディアンを同格とし誤り。また bring を“招く”とするのも不可。人権思想研訳も全く同様。endeavour to bring については、立大アメ研“辺境の住民に対しておそいかからしめんと図つた”が正訳で、高木訳“インディアン蛮族の来寇を誘致した”、斎藤訳“インディアン蛮族の苛酷な攻撃をもたらした”などは日本語として不自然。

続いて斎藤のように“インディアンの戦闘法が、……相手方を全面的に破滅せしめるものであることはよく知られている”と訳す例が多いが、ジェ

ファソンは *Notes on Virginia* などに見られるようにインディアンを研究し、時にはその道徳性に敬意を表しており、この条項によってインディアンを全面的に断罪したのか、あるいはその中の特に残忍なインディアンのことを述べているのかは、断定しがたい。原文は the merciless Indian Savages, whose known rule of warfare, is an undistinguished destruction なので、ややあいまいな表現にとどめた方が無難であろう。

Indian にかかる whose known rule of warfare の known は、高橋訳、今津訳、高木訳では訳されていない。rule of warfare の訳としては、人権思想研訳、富田訳“戦闘の法則”、高木訳“戦争の法則”は堅すぎ、倉持訳“戦の規則”、今津訳“戦規”もあるが、高橋訳、宮田訳、芝田訳“戦法”、立大アメ研訳“戦いの習わし”、明石訳“戦争法”、斎藤訳“戦闘法”などがよい。destruction は人間についてなので倉持訳、富田訳、明石訳、“破壊”、高木訳、斎藤訳“破滅”よりも、中村訳、今津訳、立大アメ研訳、人権思想研訳“殺戮”、芝田訳“皆殺し”、がよく、高橋訳“屠戮”、宮田訳“殲滅”もある。destruction of all ages, sexes and conditions の conditions は「報告」では、conditions of existence となっていたもので、高橋訳“強弱”、倉持訳、富田訳“境遇”、立大アメ研訳、芝田訳“条件”、人権思想研訳“事情”よりも、今津訳、高木訳“貴賤”、宮田訳“身分”、明石訳、斎藤訳“貧富”が適。

〔国王は、死刑や財産の没収という威嚇によって、わが同胞市民に裏切りの反乱を扇動した〕

〔参考〕 イギリスからの移住者が多数を占めるアメリカでは本国との紛争が始まって王党派がかなりおり、英軍に参加したと言われる⁽¹²⁾。また奥

注(11) “福沢は当然インディアンのことを指している“Indian Savages”を「印度の野人」と誤訳している。彼の著書『華英通話』(万延元年刊)には「India→印度(インド)即天竺(テンジク)」となっているが、『西洋事情』の他の箇所には亜米利加の土人についての解説があり、“Indian”には二通りの意味があることを彼は知っていたはずだ。ところがここで文章の意味がはっきりつかめなかったために、その二つを取りちがえている。”谷本泰子「福沢論吉訳のアメリカ独立宣言」、『英語青年』122巻4号, p.13. なお福沢は『世界國盡』巻四(1869年)でもインディアンに言及している。“「あすきもう」の外に又「いんぢやん」といふ人種あり。即ち亜米利加の土人種とはこのことなり。昔「ころんぶす」が亜米利加を見出し前より此国に住へる者にて、開闢以来の亜米利加人なれども、其性質殺伐にして文字を知らず、処さだめし家もなく、山阪を徘徊し弓矢を以て獣を殺し、肉を喰ひ皮を着て生涯を渡る者なり。歐羅巴人の亜米利加へ移りしより、此人種を追払ひ、都会の地へ出るを許さず。追々其人の数も減少するよし。『福沢論吉全集』第2巻(岩波書店, 1959年), pp.630-2.

地のスコットランド系住民などは植民地の大ブラ
ンターに対立感情を持つ者も多かったので、本国
政府は彼らとの連携を企てた。

ここで言及しているのは、1775年11月7日ノー
フォーク沖に停泊中の軍艦ウィリアム号から発し
たヴァージニア総督ダンモアの Proclamation のこ
とであろう。彼は植民地議会と対立し2度議会を
解散、また革命の気運をそらすためにダンモア戦
争を行い、インディアンのショーニー族を攻めた。
そしてこの宣言において、反乱を鎮圧し平和を回
復するために戒厳令を布き、植民地人にイギリス
軍に参加することを命じ、さもないと国王に対す
る反逆者とみなして死刑や土地没収などの刑罰を
課すると威嚇した。このダンモア宣言は、後述の
ように、奴隷「解放」宣言として有名である。

he has incited treasonable insurrections of
our fellow citizens の部分は、既述のようにやや
形を変えて前条項に挿入された。

“財産その他諸権利の消滅および没収という威し
で、わが同胞臣民の反乱を誘発したこと。”(『邦憲
法』p.133.)

[既訳の検討] 削除された部分なので、富田訳、
明石訳、芝田訳しかない。fellow citizens に続く
with the allurements of forfeiture & confis-
cation of property を、富田は“われわれの財
産の喪失と没収をさそいの種として”と訳すが意
味不鮮明。明石訳“財産の没収・押収という巧み
な誘惑をもって”もあまりよくわからず、芝田訳
“われらの財産を没収、押収させるからと誘惑し
て”は良くわかる。しかしながらこの forfeit-
ure & confiscation は、実はダンモア宣言にある

用語であって、ダンモアは、

“hereby declaring, that, until the afore-
said good purposes can be obtained, I do, in
virtue of the power and authority to me
given by his Majesty, determine to execute
martial law, and cause the same to be exe-
cuted, throughout this Colony. And, to the
end that peace and good order may the soon-
er be restored, I do require every person
capable of bearing arms to resort to his
Majesty's standard, or be looked upon as
traitors to his Majesty's Crown and Govern-
ment, and thereby become liable to the pen-
alty the law inflicts upon such offences,—
such as forfeiture of life, confiscation of
lands, &c., &c.”

と述べている⁽¹²⁾(アンダーラインは引用者)。つまり
forfeiture は死刑、confiscation は土地没収を意
味する。allurements の訳が問題で、通常は“誘
惑”だが、ここでは、心を奪うこと、“脅迫”、“威嚇”
が正しいであろう。同様の文章は「邦憲法」にも
with the allurements of forfeiture and confis-
cation と書かれており、この with the allure-
ments を“威しで”とした五十嵐訳は正しい。

(ただしそのあとの“財産その他諸権利の消滅および没
収”という訳文は、ダンモア宣言からは離れてしまう。)

[国王は、彼に何ら危害を加えたことのない遠い地の
人々に対して人間性の最も神聖な権利である生命と自
由を侵害し、彼らを捕えてこの西半球へ連行して奴隷
とし、或いは当地への移送中に悲惨な死に至らしめ、

注(12) “この戦争を、アメリカ軍とイギリス軍との戦争であると単純化はできない。約250万名の植民地住民は自分たちの
郷土が戦場となり、日常生活がおびやかされるばかりか、愛国派(独立派)につくか、国王派につくかの選択を迫ら
れたのである。12万8千名程度の成年男子が国王派についたと推定されているから、家族を合わせると51万3千名、
全人口の20パーセント弱を占めたと考えられる。また、戦争期間全体を通じて、約10万名がイギリス軍側に逃亡した
という。国王派は南部と中部とくに多かったのである。”……

“彼らのなかにも、独立した国王派軍を編制し、同じアメリカ人同土血を流しあつた者もいた。彼らはイギリス正
規軍からは軽蔑され、愛国派からの厳しい攻撃にさらされた。しかし、その数は、1775年、1,000名、76年、2,300名、
77年、4,410名、78年、7,400名、79年、9,000名、以後、約1万名へとしだいに増加していった。同胞のなかで掠奪
暴行を働いた者、途中でイギリス側へ寝返った者、愛国軍の窮状をよそに、敵と糧食の取引をした者も、そうめずら
しいことではない。”池本幸三「独立革命戦争に勝利する」、猿谷要編『アメリカの戦争』(講談社、1985)、pp.56-7.

(13) Peter Force, *American Archives*, 4th ser., III, 385.

(14) Dr. Johnson によれば To allure は To entice to anything whether good or bad. Samuel Johnson, *A Dictionary of the English Language: in which the words are deduced from their originals, and illustrated in their different significations by examples from the best writers* (London, 1755), n.p.

こうして、人間性そのものに対する残酷な戦争を始めた。この海賊的な戦闘行為、神を恐れぬ権力の醜行が、キリスト教徒たる大英帝国国王の戦闘行為なのである。] (…は手稿ではアンダーライン)

〔参考〕「原草稿」においては、「邦憲法」の国王に対する道徳的非難に黒人条項を付加し、条項の分量を5倍ほどに拡大。「報告」もこれを継承したが、「宣言」正文において黒人条項は全面的に削除された。

削除の理由については諸説あるが、ジェファソンは次のように述べている。

“アフリカの住民を奴隷とすることに対する非難の条項もまた、サウス・キャロライナとジョージアへの配慮により削除された。これら両植民地は奴隷輸入の制限を試みたことはなく、逆にその継続をまだ望んでいた。われわれの北部の兄弟たちにとってもまた、こうした非難は少々痛かったと思う。というのは、彼ら自身は奴隷をほとんど持たなかったのではあるが、奴隷の他植民地への輸送では、相当大きな仕事を続けてきたからである。”⁽¹⁵⁾

奴隷解放論の先駆者の一人でもあるトマス・ペインは黒人奴隷問題に関しイギリス本国を非難、植民地人に対しては奴隷解放を呼びかけている。

“アメリカ発見以来常にイギリスはどんな野蛮な国民でもしたことの無い人間売買という、最も

恐ろしい商売に専念して、毎年(平然と冷酷に)不幸なアフリカ海岸に侵入して無抵抗な住民を奪い取り、盗みとった西部の領土を開拓させてきたのだ。”……

“なお全能の神が慈悲を垂れたまい、われわれをただ神にのみ服従する国民にしてください、大陸の立法部が制定する法律によって最初の感謝の意を表明したいものである。すなわちこれによって黒人の輸入や売買を禁止するとともに、すでにアメリカにきている黒人に対しては、そのひどい運命を改善してやり、これを適当なときに解放することにしよう。”(ペイン「厳肅な思い」)

〔既訳の検討〕斎藤訳(世界大思想全集)、富田訳、明石訳のみ。原文は he has waged cruel war against human nature itself が主文で、これに violating it's most sacred rights of life & liberty in the persons of a distant people, who never offended him, と capturing & carrying them into slavery in another hemisphere, or to incur miserable death in their transportation thither が加わる。富田と芝田は主文と分詞句の区別なくすべてを並列的に訳し、斎藤訳は violating を後へ廻し、“これはまさしく人間性自体に対する残酷な戦いをしかけた[というべき]ものである”と主文を最後に締めくくりとして記している(明石訳もほぼ同じ)。抽象的な

注(15) 近年注目を集めた解釈には、Garry Wills, *Inventing America: Jefferson's Declaration of Independence* (New York: Vintage Books, 1979), pp. 66-75. があり、斎藤真は次のように言及している。

“ウィルズの本書の第三の特色は、ジェファソンの草案にあって、大陸会議で削除された部分についてのつっこんだ検討である。もちろん、ベッカーもこの点に論及しているが、ベッカーの場合には、削ることによって文章が鮮明になり、論旨がより一貫するようになったとしている。ウィルズの場合には、むしろ内容の検討に主眼があり、まさに副題のごとくジェファソンの独立宣言草案の解明に重点がおかれているといってよい。

通常削除された部分で注目されているのは奴隷制に関する部分で、奴隷制を批判してジェファソンが起草したものを、大陸会議の奴隷所有者の一部の反対で削除されたと誤解されている部分である。しかし、ウィルズはその文章の前の文章との関連で、この文章の主眼はイギリス国王が黒人奴隷をして植民地人に反抗せしめようとしたことへの非難にあるとし、大陸会議はジェファソンの論旨の混乱をさけ、それを削り、「われわれの間に国内の反乱を起させ」という簡単な文章の中に、親英派と奴隷の反乱とを含ませたと解している。はたして、大陸会議が「国内の反乱」に奴隷の反乱をも含ませただろうかは別として、ジェファソンの草案に関する限り、奴隷の反乱に主眼点があるとするウィルズの指摘は正鵠を得ているといえよう。”阿部斉、有賀弘、本間長世、五十嵐武士編『アメリカ革命 伝統の形成』(東京大学出版会、1982年)、pp. 245-6.

(16) Thomas Jefferson, “Notes of Proceedings in the Continental Congress, 7 June to 1 August 1776,” Boyd ed., *Papers*, I, 314-5. これはジェファソン自らの手による大陸会議記録で、「宣言」採択に至るまでの状況を知りうる重要な資料。「報告」を含み、大陸会議による削除・修正を明示している。ジェファソンが後年この“Notes”を *Autobiography* に収録したことに照らし、Wills はここに示された「報告」こそが、ジェファソンが共に生き、そして世に知られることを望んだ「独立宣言」の text であるとする(Wills, *Inventing America*, p. 370. 同書の副題 *Jefferson's Declaration of Independence* はこのことも含意している)。

主文と具体的な事実を並記するよりは、斎藤訳のように主文を最後に記した方が文意が明確になるであろう。

細かい点では human nature itself を富田が“人類そのもの”とするのは不適。in the persons of a distant people を斎藤は“これら〔黒人〕の人格の”，芝田は“僻遠の地の人びとが人格としてもつ”と訳したが、in the person ofは“…という人に”“…という人をして”という慣用句で、特に“人格”と訳す必要もあるまい。

this piratical warfare, the opprobrium of infidel powers, is the warfare, of the Christian king of Great Britain の opprobrium は disgraceful act の意であって、富田訳“この恥辱的で異端な力こそ”は意味不明。斎藤は“不名誉な権力行使”とし、infidel を訳していないが、ジェファッソンの手稿は infidel にアンダーラインを付していた。明石訳“信仰に背く権力行使”は disgraceful の意味が現れていない。芝田訳“不信心な権力の汚辱にみちた行為”は正訳。

〔国王は、人間が売買される市場を開放しておくことを決意し、この呪わしい取引を禁止ないし制限せんとする立法上のあらゆる試みを抑圧するために、国王の拒否権を悪用した。〕(。は手稿ではすべて大文字)

〔参考〕 国王の罪状列挙の最初に掲げた条項を具体的に述べたもの。最初の条項を繰り返したところに、ジェファッソンの熱意が感じられる。黒人を MEN と強調すると、前文の all men との関係

が問題となる。

1768年・1772年のヴァージニア議会による奴隷貿易制限立法については、拒否権が行使された。これに対し Virginia Convention は、1770年・1774年に奴隷輸入停止を決議した。既に引用した通り、『要約』pp.222-3. にも拒否権行使に対する長文の非難が述べられている。

〔既訳の検討〕 原文は determined to keep open a market where MEN should be bought & sold, he has prostituted his negative for suppressing every legislative attempt to prohibit or to restrain this execrable commerce で、斎藤、明石訳は“市場を長く開放しておくために”と determine の意味をあまり現していないが、国王の意図を強調するために訳出した方がよい。

〔そして、このような戦慄すべきことがらを集めたときにその極めつきとなる事実欠けることがないように、国王は、いま、ほかならぬこれら奴隷たちが武器をとって植民地内部で蜂起するように扇動し、国王によって奴隷を無理に押しつけられたわれわれ人民を殺戮することによって、国王が奴隷から奪い去った自由を買い戻すように扇動している。このようにして国王は、以前の犯罪行為によって一方の人民の自由を侵害しておきながら、また他方の人民の生命に対する犯罪をそそのかし、それによって前の罪を帳消しにしようとしている。〕

〔参考〕 前に触れたダンモア宣言は、英軍への参加を命じたのち次のように言う。“そして私は更に

注(17) Conway, ed., *Writings*, I, 65-6. 小松訳, p.104.

Conway は“〔宣言〕から削除された奴隷制批判条項は、ペインによって書かれたか、もしくは彼の奴隷制批判論文を眼前に置いていた人によって書かれたことはほとんど疑いがない。”と述べ、次のペインの章句を「報告」の黒人条項と共に掲げ、両者の類似に注目を促している。(Conway, *Life*, p.33.)

“—these inoffensive people are brought into slavery, by stealing them, tempting kings to sell subjects, which they can have no right to do, and hiring one tribe to war against another, in order to catch prisoners. By such wicked and inhuman ways the English …… an height of outrage against Humanity and Justice, that seems left by Heathen nations to be practised by pretended Christians.” Thomas Paine, “African Slavery in America” (1775), in Conway, ed., *Writings*, I, 5-7.

“—that barbarous and hellish power, which has stirred up the Indians and Negroes to destroy us; the cruelty hath a double guilt. it is dealing brutally by us, and treacherously by them.” Thomas Paine, *Common Sense*, in Conway, ed., *Writings*, I, 100. 小松訳, p.66.

なおペインの奴隷解放論にはほかに、“Emancipation of Slaves” (1780), in Conway, ed., *Writings*, II, 29-30. がある。

(18) Elizabeth Donnan, *Documents Illustrative of the History of the Slave Trade to America* (Washington, D. C.: Carnegie Institution of Washington, 1935), IV, 150-62.

次のように宣言する。ただちに国王の軍隊に加わり武器をとる能力と意志のある(反逆者たちに属する)すべての年季奉公人、黒人その他の者たちは、自由とされる。”

ジェファソンは、国王の奴隷貿易継続政策(人権侵害)を指摘することにより、奴隷「解放」の欺瞞性を糾弾したと考えられる。奴隷貿易禁止立法に対し国王が拒否権を行使したという非難は、ジェファソンにとっては重要な政治倫理にかかわる問題だが、植民地自体が奴隷制の上に成り立っており、奴隷不足のため輸入増大を望む者や奴隷貿易で利益を得る者もいて、植民地側の足並みは揃わなかった。

自由を叫ぶ植民地側の矛盾を突いたダンモアの奴隷「解放」宣言は、それなりの効果を挙げたようで、黒人の数が白人よりも多いヴァージニアなどでは黒人の動揺・反乱を恐れ、奴隷の逃亡阻止やダンモア宣言批判のために力を注がなければなら

なくなった。ボストンのイギリス軍司令部からの援軍を期待しえなかったダンモアは、彼のもとへ逃れた黒人を兵士として活用することができたのである。

“拒否権を非人間的に使用することで国王がわれわれに法律に則って追放することを拒否したまさにその黒人たちを、われわれに向かって武装蜂起するように煽動したこと。”(「邦憲法」p.133.)

〔既訳の検討〕 and that this assemblage of horrors might want no fact of distinguished die を富田は“しかもこの恐怖の集まりが、きわだった極印を押されることをまったく欲しないのに”と want を“欲する”と誤訳。“恐怖の集まり”もよくわからない。

斎藤訳、明石訳“このありあまるおそるべき事実があってもまだはつきりした印に欠けてでもいるかのごとく”は良いが、芝田訳“このような沢山の戦慄すべき諸事件に、うたがいのない

注(19) “And I do hereby further declare all indented servants, negroes, or others, (appertaining to Rebels) free, that are able and willing to bear arms, they joining his Majesty's troops, as soon as may be, for the more speedily reducing this Colony to a proper sense of their duty to his Majesty's crown and dignity.” Force, III, 385.

(20) “きびしい監視と同時に、心理作戦も展開された。『バージニア・ガゼット』紙は、ダンモアのもとへ投降しないよう黒人に警告を発すべきだと主張する、ある読者の手紙を掲載した。その手紙の中には、奴隷に次のようなことを教えこむべきだと書かれていた。すなわち、奴隷貿易をやめようとしなかったイギリス政府は、黒人たちにとって、アメリカの奴隷所有者以上に悪質な敵であり、もし植民地側が負ければ、彼らは西インド諸島へ売りはらわれてしまうであろう、というのであった。また、ダンモアが、自分の黒人に対してきわめて残忍だったということも知らせるべきだと主張した。そして、最後に、奴隷は来世に夢をたくすよう教育されなければならないと言った。もしこのような情報が広くいきわたっていたなら、「敵側に加わりようとする奴隷は一人もいなかったはずである」とその手紙は述べていた。”

“まもなく、臨時政府も行動を開始した。12月8日、バージニアの議会は、ダンモアの宣言に対する返答書を作成するため、委員会を設置した。5日後、この件に関して報告を行なった同委員会は、ひき続き次のような宣言を起草するよう指示された。それは、イギリス側へ逃亡した者でも、10日以内にもどってきた者には恩赦を行ない、もどらない者には「臨時政府が定める刑罰を科す」というものであった。委員会から宣言案の報告を受けた議会は、翌日、この問題に関して一つの宣言を発表した。この宣言は、まず、奴隷の謀反に対する伝統的な刑罰は、牧師の立会いも認めず、死刑に処すのが常套で、「だまされて」武器をとった者でも、この刑罰を免れることはできないと声明した。しかし、すみやかに武器を放棄する者には、かつての職場に安全に復帰できるよう、恩赦を行なうと続けた。そして最後に、この宣言は、「当植民地のすべての慈悲深い人びと」に対して、「恩赦の内容」を奴隷たちに話して聞かせるよう呼びかけた。この布告は、広範囲にアピールを行なうため、大判紙に印刷され告示された。

説得と勧誘という手段に加えて、即座に敵罰を科すという方法も用いられた。12月早々、議会は、イギリス軍に加入した奴隷を捕えた場合には、イギリス領以外の西インド諸島へ売却するよう指令した。この売却代金は、必要経費を差し引いた後、奴隷のもとの所有者に返還されることになった。”

Benjamin Quarles, *The Negro in the American Revolution* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1961), pp. 24-25. 小山起功, 川成洋訳, pp. 28-31.

この宣言に応じて、約700名の奴隷が英軍に参加したといわれる。前掲池本論文, p.66.

(21) 原文は hath refused us permission to exclude by Law で、“法律に則って追放することを拒否”は“輸入禁止法の承認を拒否”と訳すべきである。exclude は“追放”ではなく、内部に入らないようにすること。

裏付の事実をつけくわえようとするためか”は distinguished die の訳に難がある。distinguished は definite の意。

by murdering people upon whom he also obtruded them の obtrude を 富田は“無理に押しつけようとした”とするが、すでに長年押しつけられていた。斎藤は“かつてかれらを売り渡した”とするが、国王が売り渡したというのは訳し過ぎであろう。

thus paying off former crimes committed against the liberties of one people, with crimes which he urges them to commit against the lives of another は富田訳“このようにして、国王が一国民の自由にたいして犯した罪を、他の国民の生命を犯すようすすめる罪でつぐなおうとしているのである”、芝田訳“このようにして一方の人びとの生命を亡きものにしよう他方の人びとにおかさせる犯罪で、他方の人びとの自由にたいしてかつておかさされた犯罪をつぐなわせ”とするが“罪で罪をつぐなう”は理解が困難で、paying off は“負債を完済する”“負い目をなくする”“帳消しにする”意。斎藤訳は“かくして、英国王は、黒人の自由に対して犯した以前の犯罪を、黒人をして別の人々の生命を犯せしめることによって、償おうというのである”(明石訳もほぼ同じ)だが、“生命を犯せしめる”は誤植か。

これらの庄制のたびごとに、われわれは最も謙虚な言葉によって是正を請願してきた。しかしわれわれが繰り返し行ってきた請願に対する答えは、ただ虐政を繰り返すことであった。

〔参考〕大陸会議による国王への請願は二回ある。第一回大陸会議は、1774年10月26日第一回の請願

を送り、権利侵害の是正を求めたが、これは植民地に対する本国議会の管轄権を否定するものであったため、国王は無視した。第二回大陸会議は、独立戦争開始後の1775年7月8日、第二回の請願(和解請願 Olive Branch Petition)を送ったが、8月23日の「叛徒宣言」、12月22日の Prohibitory Act によって拒否された。

請願権はイギリス憲政史の上で確立されていた権利であり、アメリカ植民地の請願は、その伝統を踏まえたものである。

“一三 国王に対し、また本国議会の上下両院のいずれに対して、も請願をなすことは、これらの植民地におけるイギリス臣民の権利である。

最後に、国王陛下に対する忠誠真摯な請願の方法により、また本国議会議院に対する鄭重な訴願の方法によって、印紙税の賦課適用に関する立法、上述のごとく海事裁判所の管轄範囲を拡張した諸法律の諸条項、およびアメリカの通商を制限するための最近の諸法律を廃止させようと努力することは、これらの植民地が、英邁なる国王に対し、母国に対し、また植民地自身に対して負う避けることのできない義務である”。(「アメリカにおける植民地人の権利と不満とに関する宣言」)

“諸植民地の諸権利が侵害されたことに対する何らの救済・匡正策を、陛下のご高配によって、獲得するために、各植民地個別的に幾度となく、陛下に上訴したことがあったこと、しかも、それに対し陛下からは、何らのご回答も賜わらなかったこと……

これらの立法は、イギリス議会による連鎖的な越権行為であり、それらは、今日まですでにイギリス国王陛下や、上院および下院に対して、しばしばわれわれからなされた(抗議の)訴えの対象と

注(22) James Munves, *Thomas Jefferson and the Declaration of Independence: the writing and editing of the document that marked the birth of the United States of America* (New York: Charles Scribner's Sons, 1976), p. 76.

(23) 1628年の「権利請願」(Petition of Right)では、人民の権利と自由を宣言し(高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』, 岩波文庫, 1957年, pp. 57-61.), また1689年の「権利章典」(Bill of Rights)では請願権を宣言している。“国王に請願することは臣民の権利であり、このような請願をしたことを理由とする収監または訴追は、違法である。”(同書, p. 82.)

第一回大陸会議による請願は、イギリスの伝統に則って、権利宣言(Bill of Rights)→侵害列举(grievances)→是正請願(petition for redress)のプロセスで行われた。「独立宣言」もこれにならい、権利宣言→罪状列举の構成を採っている(Wills, *Inventing America*, pp. 54-64.)。

(24) 斎藤真訳、『アメリカ革命』, p. 53.

なったものである。そしてこれらの訴えのいずれに対しても、今日まで何ら回答の労がとられていないものである。”(『要約』pp. 209, 217.)

“匡正を願う彼らの謙遜忠誠かつ穏当な国王に対する請願は、陛下の國務大臣によって再三輕侮をもって取り扱われてきたのである。”(『第一回大陸会議の宣言および決議』)

“皆さん、私達は、今や迫って来る嵐を避けるために、できることはすべてやってきました。私達は請願し、抗議し、譲歩し、王座の前にひれふし、イギリスの政府や国会の専制的な魔手を制止するために仲裁を懇願しました。私達の請願は輕視され、私達の抗議は更に暴行と侮辱を生み、私達の譲歩は無視され、そして私達は王座の下から輕蔑されて追いはられました。こういうことのある後、私達が平和と和解の愛情ある希望を思いどおりに達することは全く無駄であります。もはや希望の余地は全くありません。若し私達が自由になることを欲しているならば、また、若し私達が永い間争って来たはかり知れないいろいろな特権を犯されないで保ちたいと思うならば、また、若し私達が、永い間つづけて来、また決して放棄しまいと誓ったこの聖なる闘争を、私達の戦いの光榮ある目的が到達されるまで、卑劣に放棄したくないと思うならば、私達は戦わねばなりません。”(パトリック・ヘンリ「自由か死かの演説」)

“平和のための穩健な手段はすべてむだであった。請願は輕蔑されて却下された。その結果われわれは、なによりも請願の繰り返しは国王のうぬぼれを助長し、その片意地な態度を強化させる原因である、と信じるようになった。またこういう手段がヨーロッパの国王たちの専制支配に最もよく寄与している、と信じるようになった。デンマークやスウェーデンが、そのよい例だ。したがって戦う以外には道はないのだ。お願いだから、きっぱりと分離し、次の世代が親子という汚れた無意味な名の下に自滅を招くことのないようにしようではないか。”(ベイン『コモン・センス』)

“救済を求めるわれわれのたびたびの請願に対して、危害を繰り返すことで応えたこと。”(『邦

憲法』p. 133.)

〔既訳の検討〕 We have Petitioned for Redress in the most humble terms の redress は不正や誤りを正す意。高橋訳“塗炭ヲ救ハンコト”倉持訳、人権思想研訳、富田訳“救済”よりは、斎藤訳“是正”が良い。今津訳、立大アメ研訳、宮田訳、明石訳の“匡正”もあるがやや古めかしい。高木訳“匡救”は両者を兼ねた意であろうが、更に古い。高木は terms を“要求”とするが、これも不可。

Our repeated Petitions have been answered only by repeated injury の injury は、漢訳“害”、福沢訳“惨毒”、中村訳“殘害”、高橋訳“加害”、倉持訳、人権思想研訳、高木訳、宮田訳、斎藤訳、芝田訳“危害”、今津訳、富田訳“侵害”、立大アメ研訳“不法行為”、明石訳、斎藤訳“權利侵害”と多様に分れた。これは前文にある The history of the present King of Great Britain is a history of repeated injuries and usurpations の injury で、「原草稿」では injuries と複数形であった。従って前文の訳語を使うのが自然だが、今津、斎藤、明石、芝田以外は前文とは異なっており、高木訳では前文は ^{インジュリーズ} “悪行”とルビをふりながらこの条項では“危害”である。injury は“悪行”や“危害”よりも、ここでは權利侵害や違法行為を指す法律用語、もしくは虐政を意味する政治用語と解すべきであろう。福沢が“苛刻の法令を出す毎に、余輩、言を卑ふし腫で願訴したれども、嘗て之を聴かず、隨て願訴すれば隨て之に報ゆるに惨毒を以てし、一令出る毎に其暴政たるを証するに足れり”と政治・法律用語を組み込んで訳しているのは興味深い。In every stage of these Oppressions の oppression も、法律用語としては“職権濫用罪”である。

このようにそのあらゆる行為によって専制君主と定義されるような性格を持つ君主は、自由な〔自由たらんとする〕人民の支配者として不適確である。

〔既訳の検討〕 原文は A Prince, whose character is thus marked by every act which may define

注 (25) 斎藤真訳、同書。

(26) 中屋健一訳、『原典アメリカ史』第2巻、p. 140.

(27) Conway, ed., *Writings*, I. 91-92. 小松訳、p. 54.

a Tyrant, is unfit to be the ruler of a free people で、福沢訳は“斯の如き暴君は、自由寛裕なる人民の上に置く可らず”と簡潔。訳訳の余地のない明瞭な文意だが、宮田訳“暴君であることを決定する諸行動によって特にきわだつた性格を有する君主は、自由なる国民の支配者たるには不適格である”は不正確で悪文。高木訳“その行為のいずれもが暴君の規定ともなるものによって、かくも顕著に色どられる性格をもつ君主は”も悪文。

〔後世の人びとは、一人の人間が厚かましくもわずか十二年という短い期間に、自由の原理の中で生まれその原理を確信する人民の上に、専制支配のためにこのように広範でむきだしの基盤をあえて築こうとしたとは、ほとんど信じられないであろう。〕

〔参考〕「原草稿」では on so many acts of tyranny without mask だったが、「報告」で to lay a foundation so broad & so undisguised for tyranny に変わり、また principles of liberty

だったのが、principles of freedom に変わった。

12年というのは、1763年にフレンチ・アンド・インディアン戦争が終って以後を意味する。

〔既訳の検討〕富田、明石、芝田訳のみで、the Hardiness of one man を富田は“一人のあつかましい人間が”、明石は“一人の人間の無分別が”とするが、芝田訳“一人の男が鉄面皮にも”が良い。明石訳では“無分別が”の述語が不明。fostered and fixed in principles of freedom の fixed は富田訳“固められた”は直訳調だが、明石訳“固く信じてきた”、芝田訳“確信する”は意訳。adventured……to lay a foundation so broad & so undisguised for tyranny の so broad & so undisguised は foundation にかかるとは、富田訳、明石訳ともこれが tyranny にかかるように読める。明石訳では adventured が抜け、芝田訳“仮面をかなぐりすてて、これほど多くの専制の所業をあえてした”では broad も to lay a foundation も脱落。(未完)